

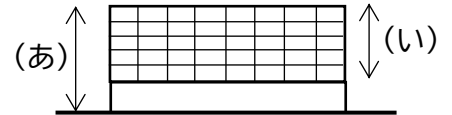
危ないブロック塀を撤去しませんか？

補助金があります！

地震等の災害時にブロック塀の倒壊による被害を未然に防ぐため、碧南市ではブロック塀の撤去費を補助しています。近い将来起こる可能性の高い「南海トラフ地震」に備えるために、早めの対策を心掛けましょう。

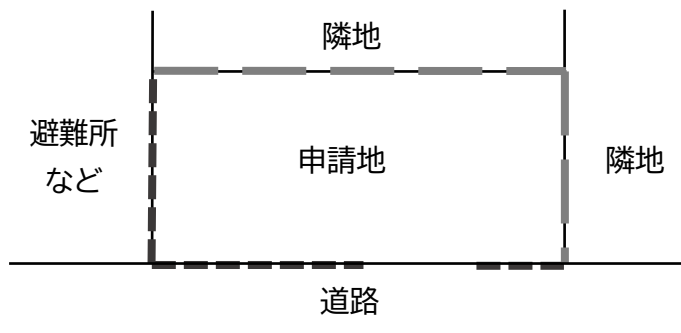
1 対象となるブロック塀(以下の全てに該当するもの)

- ・ 道路(公共施設)からの高さが1mを超えるもの…(あ)
- ・ 擁壁の天端から60cmを超えるもの…(い)



2 対象となるブロック塀の場所(以下のいずれかに該当)

- ・ 建築基準法第42条の道路に接するもの
- ・ 小中学校の通学路に接するもの
- ・ 保育園、学校、避難所などの多数の者が出入りする施設に接するもの



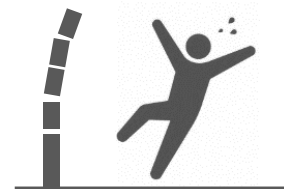
補助対象となるブロック塀



図1

3 対象となる条件(以下の全てに該当するもの)

- 対象となるブロック塀等(上記 1、2 に当てはまるもの)を全て撤去するもの
 - 公共事業の補償対象でないもの
 - 着手日(契約日)前に交付決定を受けたもの
 - 申請年度の2月末までに実績報告が完了するもの
 - 他の補助金の申請をしていないもの
- 詳しくは建築課までお問い合わせください



4 補助金の金額

以下の 2 つの金額のいずれか低い額(上限 10 万円)

- ・ 補助対象経費(工事費)の 1/2
- ・ ブロック塀の延長(図1の補助対象ブロック塀)1mあたり 1 万円を乗じた額の 1/2

お問い合わせ 碧南市建設部建築課建築行政係
0566-95-9907(直通)

5 補助金申請の流れ

1 申請について相談する

補助対象となる条件や申請についてご説明しますので
工事の契約と工事を行う2週間以上前に建築課へご相談ください。



2 申請書を提出する

下記の(1)補助金交付申請提出物を建築課へご提出をお願いします。
現地や書類の確認を行い補助対象の場合は交付決定通知書を交付します。

3 交付決定通知を受け取り、工事の契約し着工する

交付決定通知書にある交付決定日より後に、工事の契約・着工をしてください。
解体前にブロック塀の写真を撮影してください。
交付決定後に工事を中止するなど変更がある場合は建築課へご相談ください。

4 工事完了後に報告書を提出する

ブロック塀を解体した後に更地の状態(塀を撤去したとき)の写真を撮影してください。
下記の(2)実績報告書提出物を建築課へご提出をお願いします。
申請年度の2月末までに提出をしてください。
建築課が現地・書類の確認を行い、額の確定通知書を交付します。

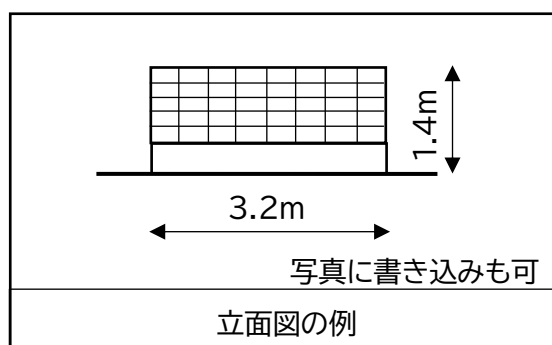
5 補助金交付請求書を提出する

請求書を提出して約2週間後に補助金が振り込まれます。振込通知はありません。

(1)補助金交付申請提出物

- 補助金交付申請書☆
- 市税の完納証明書(税務課で交付)
- 撤去工事費用の見積書
- 位置図(工事を行う場所を示した地図)
- ブロック塀の立面図(右図参照)
- 所有者の同意書☆☆

※申請者と所有者が異なる場合のみ必要



(2)実績報告書提出物

- 実績報告書☆
- 撤去契約書の写し
- 撤去費の請求書又は領収書の写し
- 工事写真(解体前・解体後(更地の状態)の写真を各1枚以上)

☆印の書類は碧南市のホームページからダウンロードできます(ページID9009で検索)